

京都市内における 指定障害福祉サービス事業所の 行政処分等について

(令和 7 年度 障害福祉サービス事業者等集団指導)

京都市監査指導課では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律等に基づき、京都市が行う自立支援給付に係る障害福祉
サービス等の内容並びに給付費の請求に関する監査を実施しております。

令和 6 年度における指定取消処分案件等の確認を通して、今後の適正な
事業運営及び報酬請求の徹底を図っていただくようお願いいたします。

指導・監査について

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の実施に当たり、障害者総合支援法及び関連法令の規定に基づき、障害福祉サービス事業等を行う事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、指導監査を行う。

参考：京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

指導

- ・障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図る観点から、障害福祉サービス事業者等の育成・支援に主眼を置いて実施する。

監査

- 障の束か、定て拘とに指い体こ合、置身る場合止をるある停眼すでれ部主対題わ一にに問疑はと者るが又こ用わ供部る利関提全すやにのの護給權ス力保受人ビ効を正、一の者不にサ定用のもな指利等と切、者と適令し業す不命持事がは善維スる又改をビ揺求、頼一を請旨信サ幹正勸の祉根不善へ福のの改度害度費（制障制付限祉給權福には、た害特で、反れ障。い違ら、るつのめしすにへ定使と案る等で行と事す準法にこる処基援切う係対定支適行にに指令をに待正（総）的虐嚴令者消動の法害取機等ら、

指導形態

集団指導

- ・ 障害福祉サービス事業者等に対して、集合形式又はオンデマンド配信方式等の方法で、年1回実施する。

運営指導

- ・ 障害者支援施設等及びその他事業所において、設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式により行う。
- ・ 指導の重点事項
 - ☆ 法令遵守事項
 - ☆ 給付費の算定等に係る事項
 - ☆ サービス提供事項
 - ☆ 防災、防犯対策関連事項
 - ☆ リスクマネジメント関連事項
 - ☆ 個人情報保護に係る事項

※監査への変更（京都市障害福祉サービス事業者等指導実施要綱 第8条）

運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに京都市障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行う。

- ・ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ・ 給付費の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求であると判断した場合

監査

次に示す状況を踏まえて、指定基準違反等の確認が必要と認める場合に行う。

- サービス利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
- 京都府、京都府国民健康保険団体連合会等からの情報提供
- 給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- 正当な理由なく、運営指導を拒否し、若しくは虚偽の報告等をしたとき
- 運営指導において確認した指定基準違反等の疑い（運営指導を中止し、直ちに監査を行う場合もある。）

指導・監査後

- (1) 文書指摘

運営指導においては、法令基準違反の事実があり、改善を要すると認められた事項については、文書指摘として書面で通知し、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

- (2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導において、障害福祉サービス等の内容、給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該指摘事項に関し、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、給付費を返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

- (3) 勧告

監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案し、上記(1)の文書指摘より強力に指導を行う必要があると認めるときは、事前に厚生労働省に情報提供のうえ、当該事業者等に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

- (4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置を採らなかった場合であって、必要があると認める場合には、事前に厚生労働省に情報提供のうえ、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

- (5) 指定の取消又は効力停止

監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、必要があると認める場合には、事前に厚生労働省に情報提供のうえ、指定を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

- (6) 加算金

監査の結果、給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他の不正の行為により給付費の支払いを受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、100分の40を乗じて得た額を支払うよう、当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、当該給付に関係する市町村に対し、支払いを求めるよう通知する。

- (7) 公表

上記(3)の勧告を行った場合であって、期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案し、また上記(4)の業務改善命令又は上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

- (8) 聴聞等

上記(4)の業務改善命令及び上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続きを行う。ただし、同条第2項の規定により、これらの手続きをとることを要しない場合を除く。

- (9) 刑事告訴

悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告訴を検討する。

（参考：京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針）

監査後の措置

- 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条に定める規定に基づき、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消し等）を機動的に行う。

参考：京都市障害福祉サービス事業者等監査実施要綱第6条

※勧告

障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項及び第2項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行う。

※指定の取消し等

監査において認められた、指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第50条第1項各号及び同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

主な指定の取消し等の事由（１）

【参考：障害者総合支援法第50条】

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1. 指定事業者（設置者）（※）が、下記の①～⑦の項目のいずれかに該当する場合。

※指定事業者が法人である場合はその役員等（当該法人の役員又はサービスを行う事業所の管理者）のうちに、法人でない場合はその管理者のうちに下記の①～⑦の項目のいずれかに該当する者がいる場合。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ② 障害者総合支援法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（政令で定めるもの）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ③ 労働に関する法律（政令で定めるもの）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ④ 障害者総合支援法の規定により障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ⑤ 障害者総合支援法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑥ 監査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）
- ⑦ 指定の申請前5年以内にサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

主な指定の取消し等の事由（２）

2. 指定事業者が、法律に規定する障がい者の人格尊重義務及び職務遂行義務に違反したと認められるとき。
3. 指定事業者が、事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
4. 指定事業者が、事業の設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
5. 給付費等の請求に関し不正があったとき。
6. 指定事業者が、監査実施時に報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
7. 指定事業者又は当該事業所の従業者が、監査実施時に出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
8. 指定事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
9. 指定事業者が、障害者総合支援法若しくは国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（政令で定めるもの）又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
10. 指定事業者が、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
11. 指定事業者が法人である場合はその役員等のうちに、法人でない場合はその管理者のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

指定の取消しを行った場合の措置

① 指定の取消し後5年間は指定を禁止

(障害者総合支援法第36条第3項第6号)

② 指定を取消した旨の公示

(障害者総合支援法第51条、第51条の30)

③ 経済上の措置・・・不正請求による返還金が生じた場合、加算金(返還額の100分の40を乗じた額)を付加

(障害者総合支援法第8条)

※指定の取消しに係る業務管理体制の整備に関する検査(⇒後述)により、法人役員等が不正等の処分理由となる行為に関与したと認められた役員等については欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定が受けられなくなります。

行政処分等事例（指定取消 1）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型（上京区）
- ・ 指定 ----- 令和 3 年
- ・ 処分内容 ----- 指定取消
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約5,700万円）

監査で確認した事実

■ 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号）

- ・ 事業所が営業していないにもかかわらず、従業員が出勤し、利用者にサービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、給付費を本市等に請求し、受領した。
- ・ 施設外就労について、施設外就労先が廃業した後の期間において、当該施設外就労先で利用者が就労したものとして記録を作成し、給付費を本市に請求し、受領した。
- ・ 施設外就労先では、事業所は施設外就労先の企業から請け負った作業を独立して行い、利用者に対する必要な指導等は、事業所の支援員が行う必要があるが、支援員が利用者に必要な指導を行っていないだけでなく、作業内容も把握していない状態で、施設外就労を行ったとして給付費を本市等に請求し、受領した。

■ 虚偽報告（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）

- ・ 監査において、海外在住の人物を従業員として勤務していたとする虚偽の勤務実績書類等を本市に提出した。

■ 運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

- ・ 管理者が、自身が出勤している日以外の従業員の出勤状況、施設外就労の実施状況、利用者へのサービス提供の内容について把握しておらず、管理者の責務である、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う責任を果たしていなかった。

行政処分等事例（指定取消 2）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型（伏見区）
- ・ 指定 ----- 平成 2 5 年
- ・ 処分内容 ----- 指定取消
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約1,620万円）

監査で確認した事実

■ 不正請求（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

- ・ サービス管理責任者を未配置のままサービス提供を行っていたにもかかわらず、サービス管理責任者未配置の場合に必要な減算及び個別支援計画（就労継続支援 B 型計画）未作成に伴う減算を行わず、給付費を不正に請求し、受領した。また、本市へ必要な届出を行う際には、サービス管理責任者を配置しているとする虚偽の書類を提出し、サービス管理責任者が未配置であることを隠蔽していた。

■ 虚偽報告（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 7 号）

- ・ 監査において、退職したサービス管理責任者が勤務したとする虚偽の出勤簿を提出した。

■ 運営基準違反（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 5 号）

- ・ サービス管理責任者が作成する必要がある利用者ごとの個別支援計画（就労継続支援 B 型計画）について、サービス管理責任者ではない別の者が作成していた。また、個別支援計画には、退職したサービス管理責任者を作成者と記載していた。

行政処分等事例（指定取消 3）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型（左京区）
- ・ 指定 ----- 令和 2 年
- ・ 処分内容 ----- 指定取消
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約820万円）

監査で確認した事実

■ 不正請求（法第 50 条第 1 項第 6 号）

- ・ 入院した利用者 A について、入院中であることを把握し、通所していないことを記録していたにもかかわらず、施設外就労においてサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。利用者 B について、通所していないにも関わらず、事業所に通所したものとして虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

■ 虚偽報告（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）

- ・ 監査において提出した、施設外就労に係る日報や施設外就労の実績を記載した書類に、既に退職した職員が施設外就労に従事していることが記載されていた。

■ 運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

- ・ 管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

行政処分等事例（改善勧告）

対象事業所、行政処分の実施

- サービス----- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（北区）
- 指定 ----- 令和3年
- 処分内容 ----- 改善勧告
- 経済上の措置 ----- 給付費返還（約190万円）

監査で確認した事実

■ 勧告理由

- 令和4年12月に実施した運営指導について、改善報告を令和5年3月に受けたが、令和5年8月に、改善の履行状況を確認したところ、改善報告内容が継続して履行されていなかったため、再度、指導し、令和5年9月に改善の報告を受けた。その後、令和6年4月に実施した監査において、改善状況を検査したところ、改善を要する事項が履行されていなかったことを確認したため。（本市の指導に対し、二度にわたり改善した旨、報告したにもかかわらず、当該報告内容を履行していなかったことは、指定障害福祉サービス基準に従って適正な事業の運営をする意識が欠如していたと言わざるを得ない。）

（※勧告の内容は、次ページに記載）

行政処分等事例（改善勧告）

勧告内容（概要）（１）

■管理者及びサービス提供責任者の責務

- 管理者は、当該指定居宅介護等事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。また、サービス提供責任者は、居宅介護等計画に係る一連の業務を適切に行うこと。

■居宅介護等計画

- 令和５年９月以降の新規利用者について、適切なアセスメントを行っておらず、居宅介護等計画が作成されていないことを確認した。ついては、サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等計画を早急に作成し、利用者に説明のうえ同意を得て交付すること。また、当該計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握し、分析し、解決すべき問題状況を明らかにするアセスメントを行うこと。
- 上記事例のように居宅介護等計画が作成されていない場合は介護給付費を算定できないため、計画未作成の利用者全員について介護給付費を返還すること。

■サービス提供実績記録票

- サービス提供時間等について、利用者の確認を得ていないことを確認した。ついては、サービスの提供時間は正確に記載するとともに、早急に利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けること。

行政処分等事例（改善勧告）

勧告内容（概要）（２）

■法定代理受領通知

- 法定代理受領により市町村から指定居宅介護等に係る給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者等に係る給付費の総額を通知すること。

■行動援護支援計画シート

- 指定行動援護のサービスの提供に当たっては、支援計画シート等の作成が必要であるにもかかわらず、令和５年９月以降の新規利用者について、当該計画シートが未作成であることを確認したため、早急に支援計画シートを作成すること。

■通院等介助

- 提供したサービスの内容が家事援助で算定する内容であるにもかかわらず、誤って通院等介助で請求している事例を確認した。ついては、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか点検を行い、適切な居宅介護サービス費で算定し直すこと。

本件は、単に事案等の是正、不当利得の返還にとどまることなく、事業所のサービス提供の在り方について抜本的に見直し、組織的に法令を遵守して利用者の視点に立った適正な事業所運営を図るよう、改善を勧告した。

注意喚起

京都市では、不正請求や、本市に実態と異なる資料を提出する等、虚偽報告の場合等は厳正に対処します。本市では、様々な調査手法を有しており、このような不正は必ずバレます。

事業所への注意喚起

- 障害福祉サービスを提供した際は、提供したサービス内容について、適切に利用者に確認を行い、サービスの実績に基づく請求を徹底すること。
- 本市への届出書など各種重要書類の提出の際は、組織的に決裁を行い、事業所において十分に確認したうえで提出等を行うこと。
- 給付費の請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保すること。